平成２７年（フ）第５７号
山形県酒田市日の出町２丁目21番地の10　メゾンベルディア101号
債務者　吉泉　浩子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾形　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第１５８号
三重県津市森町字戸塚1709番地126、住民票上の住所三重県津市阿漕町津興1191番地
債務者　若林　博文
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３５８号
滋賀県甲賀市水口町古城が丘643番地40
債務者　岩城　伸和
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野嶋　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月９日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２３号
鳥取県米子市西福原７丁目11番19号　102号、前住所鳥取県米子市西福原９丁目２番18号301号
債務者　生田　安彦
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人アザレア法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第２５７号
広島市中区幟町３番54―808号
債務者　アクアテックこと　竹井　英典
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　茂哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４４号
愛媛県今治市波方町樋口甲1930番地102、前住所愛媛県今治市本町５丁目１番30号
債務者　中根　耕造
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第４５号
愛媛県今治市波方町樋口甲1930番地102、前住所愛媛県今治市本町５丁目１番30号
債務者　中根　美保
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第３２０号
大分市長浜町１丁目５番５号（ＡＴ．ヤマサキ301）
債務者　勝間田あや
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱本　高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第８９号
岐阜県揖斐郡揖斐川町小島1201番地
債務者　髙橋　　始
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第９０号
岐阜県揖斐郡揖斐川町小島1201番地
債務者　髙橋　春美
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第３８０号
相模原市南区相模台２丁目24番10号　第２イトーコーポ107号
債務者　水島　義英
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４４２号
相模原市緑区二本松２丁目４番７号　ハイツオノザワＣ203
債務者　齊藤　永美
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４４４号
相模原市中央区田名7400番地１　ロイヤルステージ相模原番田606号
債務者　小川奈々枝
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４４８号
相模原市中央区矢部３丁目20番17号　高千穂ビル305
債務者　嶋田　芳宏
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４４９号
相模原市緑区元橋本町３番５号　ハウスエナリⅡ205
債務者　大野　佳織
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４５０号
相模原市南区南台１丁目６番２号　ムネタケマンション203
債務者　大坂谷　寛
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部